

特定非営利活動法人 大阪NPOセンター 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、 特定非営利活動法人大阪NPOセンター という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 大阪市内に 置く。

(目 的)

第3条 この法人は、現代の市民社会で重要性を増している多様な市民活動の社会的意義について社会の理解を促進しつつ、民・産・官・学にわたる諸組織と有効な連携を図るとともに、市民社会組織（CSO）に対する助言・援助その他の支援事業を行いその自立と健全な発展を図ることをもって、明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法

第2条別表

- ・第19号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）

を行う。

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①公共を市民に拓くための社会基盤整備事業。
- ②人材育成事業。
- ③コンサルティング及びコーディネート事業。
- ④調査研究・政策提言事業。
- ⑤情報受発信事業。
- ⑥講座・研修・イベント事業。
- ⑦社会性の高い市民事業推進事業。
- ⑧有料職業紹介事業。
- ⑨その他目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

① 正会員

この法人の目的に賛同する団体・企業および個人で、総会での議決権を有する会員。

② 協力会員

この法人の目的に賛同する団体・企業および個人で、総会の議決権を有しない会員。

2 前項の他に理事会において、登録会員その他の会員の種別並びにその会費等を定めることができる。

(入 会)

第7条 正会員及び協力会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める内規による所定の書式によって代表理事に入会を申請しなければならない。

代表理事は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員及び協力会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他の抛出品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、理事会において別に定める内規による所定の書式を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、次の事由により資格を喪失する。

- ① 団体の解散又は個人の死亡。
- ② 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払い意思がないと認定した者。
- ③ 除名されたとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

- ① この定款又は規則に違反したとき。
- ② この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。
- ③ この法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 5名以上15名以内
- ② 監事 1名以上 3名以内

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、兼任することはできない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- ① 代表理事 1名
- ② 副代表理事 2名以内

(理事の職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、代表理事に対して総会の招集を請求すること。または、自ら招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。または、自ら招集すること。

(役員任期及び欠員補充)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に理事会において弁明の機会を与えた上で総会において出席者の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は無給とする。但し、常勤役員については予算の範囲内において理事会の決議により報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(顧問)

第18条 この法人は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代表理事の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(総会の構成)

- 第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。
- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
 - 3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

- 第20条 総会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。
- ① 事業報告及び活動決算の承認
 - ② 役員を選任及び解任
 - ③ その他理事会において庶務処理上重要であると認め付議された事項

(総会の開催)

- 第21条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - ② 正会員総数の6分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
 - ③ 監事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、すくなくとも14日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第24条 総会においては、この定款に他に定めがない限り正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず、1会員1票とする。

(総会における書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 活動予算及び事業計画の決定
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ 総会に付議すべき事項
- ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、毎事業年度4回以上、代表理事が招集する。但し、監事が招集する場合を除く。

2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、代表理事は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 代表理事が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の3日前までに、理事及び監事に対し、文書をもって通知しなければならない。但し、全役員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

4 監事はその業務執行上必要あるときは、理事会の招集を請求することができる。または、自ら招集することができる。

(理事会の議事)

第30条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に支障があるときは、副代表理事又はその指名する理事がこれにあたる。

2 理事会においては理事現在数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

5 監事は理事会に出席して意見を述べるができるものとする。

6 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。

7 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人1名以上が記名・押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された資産
- ② 寄付金品および助成金
- ③ 会費収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 資産から生ずる収入
- ⑥ その他の収入

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理する。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(活動予算及び決算)

第33条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会で決定する。但し、事業年度開始までに、活動予算が決定されないときは、前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

2 活動決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。

3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

4 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(借入金)

第34条 この法人が借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第37条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第 8 章 事務局

(設置)

第 39 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 職員は代表理事が任免する。
- 4 理事は職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第 40 条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 事務局は毎事業年度初めの 3 か月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
- ② 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
- ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
- ④ 前事業年度において正会員であった 10 人以上の者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）及び住所または居所を記載した書面

(閲 覧)

第 41 条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があつたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第 9 章 雑 則

(公 告)

第 42 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(委 任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、

平成13年3月31日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第33条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、成立の日から平成11年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。なお、口数は議決権と連動しないものとする。

① 正会員 会費年額 10,000円(1口)

② 協力会員 会費年額 10,000円(1口)

附 則

この定款は、平成14年3月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年11月6日(大阪府知事が認証した日)から施行する。

附 則

この定款は、平成15年7月2日(大阪府知事が認証した日)から施行する。

附 則

この定款は、平成17年7月13日(大阪府知事が認証した日)から施行する。

附 則

この定款は、平成18年8月25日(大阪府知事が認証した日)から施行する。

附 則

この定款は、平成24年8月8日(大阪市長が認証した日)から施行する。

附 則

この定款の変更後の第42条の規定は、「法第28条の2第1項」施行日より、施行する。

附 則

この定款は、平成30年2月27日から施行する。

特定非営利活動法人大阪NPOセンター

代表理事 金 井 宏 実

